

最近の行政の動き

— 通知・通達等 —

危険物に係る事故防止対策の推進について

(平成30年3月28日付け消防危第41号)

危険物施設等における事故防止対策については、平成29年3月に危険物等事故防止対策情報連絡会で決定した「危険物等に係る事故防止対策の推進について」に基づき、関係機関が「危険物等事故防止対策実施要領」を策定し、各種事故防止を推進しています。

消防庁では、平成29年度も危険物等事故防止対策情報連絡会を開催し、関係団体及び機関で取り組むための留意事項を「平成30年度危険物等事故防止対策実施要領」として取りまとめました。つきましては、当該実施要領を参考に、危険物等に係る事故防止に係る取り組みを積極的に実施していただきますようお願いいたします。

http://www.fdma.go.jp/concern/law/tuchi3003/pdf/300328_ki41.pdf

危険物規制事務に関する執務資料の送付について

(平成30年3月29日付け消防危第42号)

危険物規制事務に関する執務資料として、以下の内容についての考え方を示しました。

- 危険物を取り扱う配管として用いる合成樹脂製の管に一定の保護措置が講じられている部分について、危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号）第17条第1項第8号イにおいてその例によるものとされる政令第13条第1項第10号においてその例によるものとされる政令第9条第1項第21号イの適用に当たっての考え方
- 給油取扱所の周囲に設置する塀又は壁に、切欠きを設ける場合の考え方

http://www.fdma.go.jp/concern/law/tuchi3003/pdf/300329_ki42.pdf

「給油取扱所等における単独荷卸しに係る運用について」の一部改正について

(平成30年3月30日付け消防危第44号)

平成27・28年度に、危険物保安技術協会において開催された「単独荷卸しに係る評価制度の見直しに関する検討委員会」（委員長：鶴田俊秋、秋田県立大学システム科学技術学部教授）での提言を踏まえ、「給油取扱所等における単独荷卸しに係る運用について」（平成17年10月26日付け消防危第245号）を改め、単独荷卸しに係る安全対策設備として必要な機能等を追記するとともに、単独荷卸しに係る教育訓練の内容を拡充等することとしました。

http://www.fdma.go.jp/concern/law/tuchi3003/pdf/300330_ki44.pdf